



共同実施だよ!

第 1 2 0 号
令和 6 年 1 月 1 9 日 発行
山武市学校事務共同実施
山武市教育委員会

新しい年を迎え、まとめの時期となりました。今年もみなさんにとって役立つ情報提供、わかりやすい紙面づくりを心掛けていきますのでよろしくお願いいたします。

さて、今回は「源泉徴収票の見方」をメインに紹介します。

源泉徴収票の見方

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 千葉県山武市殿ヶ谷286番地	(受給者番号) 10000-200000 (個人番号)	(役職名)	(フリガナ) サンプ ナルコ 山武 成子
種別 給与・賞与	① 千円 4356300	② 千円 2944800	③ 千円 2235196 ④ 千円 36100
(源泉) 控除対象配偶者の有無等 有 〇	配偶者(特別) 控除の額 円 480000	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く.) 特 定 人 従 人 内 従 人 従 人 人 2	16歳未満扶養親族の数 障 害 者 の 数 (本人を除く.) 特 別 人 其 他 人 人
⑤ 社会保険料等の金額 円 595196	生命保険料の控除額 円 120000	地震保険料の控除額 円	住宅借入金等特別控除の額 円
(摘要)			
⑥ 生命保険料等の金額の内訳	生命保険料の金額 円 80,000	介護医療保険料の金額 円 80,000	養老年金保険料の金額 円 目録人年金保険料の金額 円 80,000
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除(1回目) 円	住宅借入金等特別控除(2回目) 円	住宅借入金等特別控除(3回目) 円
(源泉・特別) 控除対象配偶者 氏名 サンプ タロウ 個人番号	配偶者の合計所得 0	国民年金保険料等の金額 円	旧長期損害保険料の金額 円 所得金額調整控除額 円
控除対象扶養親族 1 (フリガナ) サンプ ムツミ 氏名 山武 睦美 個人番号	2 (フリガナ) サンプ ハマオ 氏名 山武 浜男 個人番号	3 (フリガナ) 氏名 個人番号	4 (フリガナ) 氏名 個人番号
未成年者 外国人 死亡退職者 災害者 乙種 本人が障害者 特別 その他 寡婦 ひとり親 勤労学生	中途就・退職 就職 退職 年 月 日	受給者生年月日 元号 年 月 日	
支払者 個人番号又は法人番号 住所(原明)又は所在地 氏名又は名称	(右詰で記載してください。)	(電話)	

- ① 支払金額**
令和5年1月～令和5年12月までの給与等の総額
 - ② 給与所得控除後の金額**
①の金額に応じて算出(国税庁 給与所得控除後の給与等の金額表から)
 - ③ 所得控除の額の合計**
生命保険料控除額や社会保険料等の合計
被扶養者の控除額が加算される
 - ④ 源泉徴収税額**
令和5年中に支払った所得税額
 - ⑤ 社会保険料等の金額**
令和5年中に支払った社会保険料
健康保険料や年金保険料(共済掛金)等
 - ⑥ 控除に関するもの**
年末調整で申告した内容
- 配布された源泉徴収票は、確定申告・貸付・奨学金の申込・保育園等の所得証明等に必要です。大切に保管してください。**





給与改定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が、令和5年12月25日付け教総第1377号で通知されました。

- 民間給与との較差（1.19%）を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額引上げ
- 期末・勤勉手当の引上げ（+0.1月分）

・ 年間の支給月数 4.4月分→4.5月分

<これからの予定>



		6月期	12月期	年間
一般職員	5年度 期末手当支給率	1.20月（支給済み）	1.25月（+0.05月改定）	2.45月
	勤勉手当成績率	1.00月（支給済み）	1.05月（+0.05月改定）	2.05月
6年度以降	期末手当支給率	1.225月	1.225月	2.45月
	勤勉手当成績率	1.025月	1.025月	2.05月

給与改定のしくみとは？

国家公務員の給与を決めている人事院では、毎年、国家公務員と民間企業の給与を調査しています。双方の給与水準を比較し、民間企業の給与水準との均衡を保つため「人事院勧告」を出します。（概ね8月上旬ごろ）

都道府県においては、人事委員会が地域の民間賃金の調査をし、その結果と人事院勧告を参考に「人事委員会勧告」を出します。その後、都道府県は勧告を考慮して給与条例の改正案を地方議会に提出し、可決されると給与が改定されます。

※改定は4月にさかのぼって行われるため、今回のように4月～12月分の差額が支給されます。また、期末勤勉手当についても差額の対象です。

※この改定による差額は12月26日（火）に支給されました。御確認をお願いします。



確定申告について

下記のもの、確定申告をすることで所得税額の還付を受けられます。

- ① ふるさと納税を行った方（ワンストップ特例制度を利用していない方）
- ② 医療費の支払いが10万円を超える方
- ③ 住宅ローンを組んだ方（最初の1年目のみ）



年末調整で申告漏れをした等、その他にも還付される場合があります。御確認のうえ、令和6年2月16日（金）～令和6年3月15日（金）の間に、税務署等で確定申告をしてください。

確定申告における医療費控除等について

平成29年度税制改正により、医療費控除申告手続の際に領収書が不要となり医療費通知を添付することができるようになりました。医療費通知の発行は以前は希望制でしたが、昨年度に引き続き今年度も原則として対象者全員に発行されます。発行時期は令和6年2月上旬です。

また、医療費控除を受けるほど医療費を支払っていない場合でもセルフメディケーション税制という制度があり、以下の条件を満たしていれば確定申告で所得控除が受けられます。

- 1 OTC医薬品を12,000円以上購入（領収書やレシートが必要）
- 2 その年に健康診断や特定健康診査（メタボ健診）、予防接種を受けている（健診結果や証明書が必要）

※OTC医薬品とは、処方箋がなくとも薬局で購入できる薬の事です。対象商品や、レシートに識別マークの表示があります。

注意 医療費控除を受ける場合は利用できません。